

いきいきとすごす

☎ 相談…P.104 介護保険…P.105 高齢者…P.109 相談…P.118 【総合支所…P.24・25】

※記事中の表記について (公社)…公益社団法人 (公財)…公益財団法人 (社福)…社会福祉法人 ☎…フリーダイヤル

いきいきとすごすための区のサービス等
を紹介します。「健康・医療」を除く項目に
ついては、次のページを参照してください。

健康・医療

健康講座

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083
FAX3455-4539

区内在住・在勤者を対象に、生活習慣病・その他疾病の
予防、健康の保持増進等の知識の普及と実践のため医師・
管理栄養士等の専門の講師による各種講座を実施して
います。

保健相談

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
みなと保健所健康推進課地域保健係… ☎6400-0084
FAX3455-4539
みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083

乳幼児から高齢者までの区民を対象に、心身の健康に
関することや、病気の正しい理解や対処の方法、各種サー
ビスの利用等について、電話や来所、家庭訪問等で、保健
師が具体的な相談に応じています。

わかちあいの会みなと(自死遺族のつどい)

みなと保健所健康推進課地域保健係 … ☎6400-0084

身近な人を自死(自殺)で亡くした人々が、胸の内を語
り合い、聴き合い、支え合う会をみなと保健所で開催して
います。詳しくは、お問い合わせください。

休日診療・小児初期救急診療

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0080
FAX3455-4460

▶ 休日診療

休日(日曜・祝日・年末年始)の急病患者を対象に休日
診療当番医療機関(「港区ホームページ」および「広報み
なと」に掲載)で診療します。受診するときは、あらかじめ
診療時間等をお問い合わせの上、健康保険証、診療費
(時間外・休日加算があります)をお持ちください。

▶ 小児初期救急診療

平日および土曜(祝日・年末年始を除く)の夜間、愛育
病院の「みなと子ども救急診療室」で小児初期救急診療
をします。健康保険証、乳幼児・子ども医療証をお持ちく
ださい。

◎ 診療科目 小児科

◎ 対象者 0歳～おおむね15歳未満の小児の軽症患者

◎ 診療日・診療時間

月～金曜 午後7時～10時

土曜 午後5時～10時

※祝日、年末年始を除く

※受け付けは午後9時30分まで

◎ 診療場所

芝浦1-16-10 社会福祉法人恩賜財団

母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階

「みなと子ども救急診療室」 ☎6453-7302

結核予防および医療費公費負担制度

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0081
FAX3455-4460

結核の健康診断を年に1回受診する機会がない区内在
住・在勤の人を対象に、無料で胸部エックス線撮影が受け
られる結核健康診断を実施しています。

また、結核にかかった人が安心して治療が受けられる
よう医療費の一部公費負担や療養支援を行っています。
詳しくは、お問い合わせください。

難病等の医療費助成

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2457

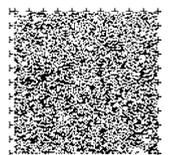
原因がまだ不明で治療法が確立していない、長期にわた
る療養を必要とする指定難病等で治療を受けている人
を対象に、医療保険の自己負担額の一部または全額を助
成しています。

B型・C型ウイルス肝炎治療費助成

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照
障害者福祉課障害者給付係…………… ☎3578-2457

B型・C型肝炎のインターフェロン、B型肝炎核酸アナロ
グ製剤・C型肝炎インターフェロンフリー治療にかかる保
険医療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を
助成します(健康保険から支給される高
額療養費等は助成額に含まれません)。

※健康保険未加入者および生活保護や原爆被
爆者医療助成制度等、他の法律により医療の
給付を受けている人は対象になりません。



骨髄移植ドナー支援事業

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0080
FAX3455-4460

骨髄または末梢血幹細胞の提供者(ドナー)とドナーを雇用する事業者に助成金を交付します。

対象

- (1) 骨髄等の採取に伴う入院期間において港区に住所を有する人
- (2) (1)のドナーを雇用している国内の事業者(国・地方公共団体・独立行政法人およびドナー自身が経営する事業所を除く)

助成額

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院・入院等に要した日数に応じ、ドナーは1日当たり3万円、ドナーを雇用する事業所は1日当たり1万円を助成します(ただし、1回の提供につき通算7日間を限度とします)。

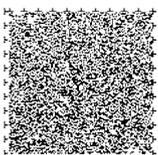
予防接種

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0081
FAX3455-4460

対象者には表のとおり、お知らせや予診票を送付しています。予診票を持参し、指定の各医療機関で接種してください。また、母子(親子)手帳等をご確認いただき、接種が終わっていないワクチンがありましたら、予診票を送付しますので、お問い合わせください。

予防接種の種類	回数	対象年齢	標準的な接種期間と回数	お知らせ・予診票送付時期	
ロタウイルス ワクチン	ロタリックス(1価)	2回	生後6週以上24週まで	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種	生後2か月になる月の前月末
	ロタテック(5価)	3回	生後6週以上32週まで	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	
ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型) ※5種混合接種の場合は不要	初回3回	生後2か月以上 60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	必要な人はご連絡ください	
	追加		初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種		
小児用肺炎球菌ワクチン	初回3回	生後2か月以上 60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種	生後2か月になる月の前月末	
	追加		生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種		
B型肝炎ワクチン	3回	1歳未満	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種(139日以上の間隔をおく=20週後の同じ曜日)	生後2か月になる月の前月末	
BCGワクチン(結核)	1回	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種	生後3か月になる月の前月末	
ジフテリア、百日せき、破傷風、 ポリオ4種混合ワクチン (DPT-IPV1期)	初回3回	生後2か月以上 90か月(7歳半)未満	生後2か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種	必要な人はご連絡ください	
	追加		初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種		
ジフテリア、百日せき、破傷風、 ポリオ、ヒブ5種混合ワクチン (DPT-IPV-Hib1期)	初回3回	生後2か月以上 90か月(7歳半)未満	生後2か月から7か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて3回接種	生後2か月になる月の前月末	
	追加		初回3回目の接種終了後6か月から18か月の間隔を置いて、1回接種		
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回3回	生後2か月以上 90か月(7歳半)未満	生後2か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種	平成24年8月生まれ以降の人には、4種混合ワクチンでお送りしています。必要な人はご連絡ください	
	追加		初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種		
麻しん風しん混合ワクチン (MR)	1期	生後12か月以上24か月未満 小学校就学前の1年間(年長児)	生後12か月になったらできるだけ早く、1回接種	1歳になる月の前月末 小学校就学前(年長児)の4月	
	2期		小学校就学前年の4月~3月末日までの1年間に、1回接種		
水痘ワクチン (みずぼうそう)	1回目	生後12か月以上 36か月未満	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種	1歳になる月の前月末	
	2回目		1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種		
日本脳炎ワクチン	1期初回 2回	生後6か月以上 90か月(7歳半)未満	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種	3歳になる月の前月末	
	1期追加		4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種		
	2期	9歳以上13歳未満	9歳で、1回接種	9歳になる月の前月末	
ジフテリア、破傷風2種 混合ワクチン(DT2期)	1回	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種	11歳になる月の前月末	
子宮頸がん予防ワクチン (HPV感染症ワクチン)	3回	小学6年生から高校1年生相当の女子 (12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日まで)	2価(サーバリックス)、4価(ガーダシル)、9価(シルガード9)のいずれかを選択 接種スケジュールは、接種を開始する年齢やワクチンの接種によって異なります。詳しくは、港区ホームページをご確認ください。	小学6年生になる4月	

その他に高齢者向けに行っている予防接種もありますので、詳しくはお問い合わせください。
※予防接種は国の動向等により変更する場合があります。「広報みなと」や港区ホームページで最新の情報をご確認ください。



HIV・性感染症検査・相談

みなと保健所保健予防課保健予防係 … ☎6400-0081
FAX3455-4460

みなと保健所では、HIV・性感染症検査を行っています。また、区内在住・在勤・在学者は、指定された区内医療機関で検査(aiチェック)が受けられます。この検査は無料・匿名で受けられますので、プライバシーは守られます。同時に性感染症(クラミジア・梅毒・淋菌)の検査も受けられます(検査は全て無料)。日程等詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

HIV/エイズに関する検査・相談は、下記でも行っています(無料)。詳しくは、お問い合わせください。

東京都新宿東口検査・相談室 ☎050-3801-5309

▶ 月～金曜 午後3時～8時(祝日を除く)
※毎週水曜日は、女性のための検査日となります。

▶ 土・日曜 午後1時～5時(祝日を除く)
聴覚障害者の人のみファックスでの予約ができます。
FAX5388-1432

東京都HIV/エイズ電話相談 ☎3227-3335

▶ 月～金曜 正午～午後9時
▶ 土・日曜、祝日 午後2時～5時

栄養相談

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083
FAX3455-4539

▶ 栄養・食事相談

乳幼児から高齢者まで、管理栄養士が食事や栄養の疑問に、主に電話で応じています。

健康づくりサポーター

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083
FAX3455-4539

区内で健康づくり活動を行っている自主グループや団体等が、その活動を通じて区民の健康づくりを支援する取り組みです。健康づくりサポーターが行う活動に参加したり、講師を依頼する等、健康づくりに役立てることができます。詳しい活動内容は、港区ホームページをご覧ください。

ウィッグ(かつら)や胸部補整具の購入費用助成

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083

がんと診断され、その治療を行っている区民を対象にウィッグや帽子、胸部補整具の購入費用の一部を1人につき1回に限り助成します。

禁煙外来治療費助成

みなと保健所健康推進課健康づくり係 … ☎6400-0083

20歳以上の禁煙を希望する区民を対象に、保険が適用

された禁煙外来治療費の一部を助成します。

公害健康被害補償

みなと保健所保健予防課公害補償担当 … ☎6400-0082
FAX3455-4460

▶ 公害健康被害補償

▶ 対象

大気汚染の影響による疾病と認定され、公害医療手帳の交付を受けている人。なお、法改正により、昭和63年3月1日以降、新規の認定申請はできなくなりました。

▶ 補償給付

認定を受けている人は、療養の給付(または療養費の支給)の他、疾病による障害の程度等に応じ、障害補償費、療養手当の支給等の補償給付が受けられます。

また、認定を受けている人が認定疾病に起因して死亡したときは、遺族に遺族補償費(または遺族補償一時金)が、葬祭を行った人に葬祭料が支給されます。

▶ 公害保健福祉・健康被害予防事業

認定を受けている人および希望者の健康の回復・保持・増進を図るため、リハビリテーションに関する事業(ぜん息教室)、および大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業(水泳訓練教室)、インフルエンザ予防接種費用助成事業を行っています。

大気汚染にかかる医療費助成

みなと保健所保健予防課公害補償担当 … ☎6400-0082
FAX3455-4460

都内に1年(3歳未満は6カ月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等により患している等の要件を満たす人に対して、認定疾病に係る医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。

石綿による健康被害の救済給付についての申請受付

みなと保健所保健予防課公害補償担当 … ☎6400-0082
FAX3455-4460

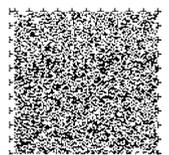
石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた人およびそのご遺族で、労災補償等の対象とならない人に対して支給される救済給付の認定等の申請や給付の請求の受付を行っています。

▶ 指定疾病

石綿による中皮腫および肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺およびびまん性胸膜肥厚

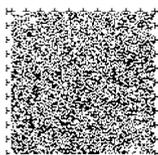
▶ 救済給付の種類

医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等



	実施場所・期間	対象年齢等(※年度末現在の年齢)
区民健康診査 30(さんまる)健診	区内指定医療機関 受診期間 7~11月 こころとからだの元氣プラザ 受診期間 7~3月	30~39歳
特定健康診査	区内指定医療機関 受診期間 7~11月	4月1日現在、港区国民健康保険に加入している40歳~健診受診日現在75歳未満の人(4月2日以降の国保加入者は基本健康診査の対象となります)
基本健康診査		後期高齢者医療制度に加入している人 生活保護を受けている人等
肝炎ウイルス検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月 ※上記以外の期間は、一部医療機関で実施	20歳以上でこれまで港区で肝炎ウイルス検診を受診したことがない人
胃がん検診 (胃部エックス線検査)	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	40歳以上
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	50歳以上の偶数年齢
大腸がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	40歳以上
肺がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	40歳以上
喉頭がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	50歳以上で喫煙指数(※1)600以上の人
前立腺がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	55~75歳の奇数年齢の男性
乳がん検診	区内指定医療機関 こころとからだの元氣プラザ 受診期間 7~2月	40歳以上の女性で前年度港区の乳がん検診未受診の人
子宮頸がん検診	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	20歳以上の女性で前年度港区の子宮頸がん検診未受診の人
骨粗しょう症検診 (骨密度測定検診)	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	40~70歳の5歳ごとの節目年齢の女性
高齢者聴力検査	区内指定医療機関 受診期間 7~1月	60~75歳の5歳ごとの節目年齢の人
お口の健診	区内指定歯科医療機関 前期1回・後期1回の計2回受診ができます。 受診期間 前期:6~8月、後期:11~1月	20歳以上 ※妊娠中の方は20歳未満でも受診できます。
口腔がん検診	区内指定歯科医療機関 受診期間 6~1月	40歳以上

※1 喫煙指数…喫煙本数(1日当たり)×喫煙年数 ※2 指定医療機関で実施する健(検)診の通知は6月下旬に発送します。
※4 9月以降に転入した人は受診券の発行に申し込みが必要な場合があります。



申し込み方法等	検査項目	備考
港区国民健康保険加入者には個別に通知します。 ※2、※4	全受診者 問診、診察、身体計測（腹囲含む）、血圧測定、尿検査、血液検査 必要がある人 貧血検査、心電図、眼底検査、胸部X線検査等	「申し込み方法等」に記載されていない人は、申し込みが必要です。
該当者全員に通知します。 ※2、※3、※4	全受診者 問診、診察、身体計測（腹囲含む）、血圧測定、尿検査、血液検査	健診の結果により特定保健指導をご案内します。
該当者全員に通知します。 ※2、※4 生活保護受給者には該当者全員に通知します。上記以外は申し込みが必要です。 ※2、※4	必要がある人 貧血検査、心電図、眼底検査、胸部X線検査等	健診の結果により健康相談、健康講座をご案内します。
40歳以上の該当者に通知します。 ※2、※4 39歳以下は申し込みが必要です。	問診、採血	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胃部エックス線検査（バリウム検査）	50歳以上で偶数年齢の人は、胃がん検診の胃部エックス線検査または胃内視鏡検査を選択できます。ただし、同じ年度に受診できるのは、どちらか一方の検査です。
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胃内視鏡検査	
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、便潜血反応検査（2日法）	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、胸部X線検査（全員実施） 喀痰検査（50歳以上で、喫煙指数（※1）600以上の人）	—
50歳以上の全員に通知します。 ※2、※4	問診、喉頭、咽頭の診察（頸部触診、間接喉頭鏡、喉頭ファイバースコープ等）	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、特異抗原検査（PSA検査） ※血液検査です。	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、乳房X線検査	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、子宮頸部の視診、内診、細胞診（全員実施） HPV（ヒトパピローマウイルス）検査（30・33・36・39歳の希望する人）	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、骨密度測定	—
該当者全員に通知します。 ※2、※4	問診、簡易聴力検査	—
前年度「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、20・25歳、30歳以上の偶数年齢の人には個別に通知します。それ以外の人には申し込みが必要です。 ※5	問診、歯の診査、歯肉の診査、噛む機能（ガム）の検査、舌の汚れの検査、舌・口唇機能検査、嚥下機能検査（75歳以上のみ）、結果の説明、お口からの健康指導	寝たきりや歩行が著しく困難で通院が難しい人には、訪問で健診ができます。
前年度「お口の健診」または「口腔がん検診」の受診歴のある人、40歳以上で偶数年齢の人には個別に通知します。それ以外の人には申し込みが必要です。 ※5	問診、視診、触診、生活習慣改善指導、自己検査法	寝たきりや歩行が著しく困難で通院が難しい人には、訪問で検診ができます。

※3 社会保険等加入者（被扶養者含む）の特定健診は加入している各健康保険組合等にお問い合わせください。

※5 「お口の健診」と「口腔がん検診」の通知は5月下旬に発送します。

